ご案内

町田国際協会 語学サークル

異文化理解と国際交流に必要な知識の習得を目指します。

○対象　協会会員、一般の方（ただし会員になることが必要）

○期間　4月～2002年2月

○科目　英語（中級）・仏語（初・中級）・独語・スペイン語・中国語・ハングル（いずれも初級）

○会場　町田市民フォーラム

○定員　英語サークル＝60人、その他のサークル＝各25～30人（抽選）

○申し込み　案内チラシ（同協会事務局カウンターにありますのでご覧のうえ、往復ハガキに希望のサークル名・住所・氏名・電話番号を明記し3月5日～12日の間に町田国際協会（〒194－0013、原町田4－9－8、町田市民フォーラム内、☎722・4260）へ。

※電話でのお問い合わせはご遠慮下さい。

16ミリ映写機検定

この検定は、16ミリ映写機の各機能が正常に作動し、フィルムを損傷するおそれがないか検査するものです。合格した映写機には1年間有効の検定証明書を発行します。

この検定に合格しませんと公立のフィルムライブラリーからフィルムを借りることができません。

会場まで映写機をお持ち下さい。

○日時　3月15日（木）午後1時～4時▽3月16日（金）午後1時～4時

○会場　森野分庁舎4階第4会議室

※両日とも視聴覚ライブラリーの映写機を開放します。操作修了証をお持ちで、復習したい方はおいで下さい。

【2000年度新着フィルムをお知らせします】

○フィルム名　あったてんがのお（30分）▽ハメルンの笛ふき（9分）▽走れメロス（96分）▽たぬきの糸車（12分）▽幽霊屋敷（20分）▽おじいさんと不思議なおくりもの（16分）

問社会教育課☎724・2181

未来につなぐ国民年金

学生納付特例の承認期間の保険料は追納できます

国民年金保険料の学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間として認められますが、年金額の計算には反映されません。

ただし、10年以内であれば、一定の金額を加算してあとから納めることができます。

今春学校を卒業し、経済的に余裕ができたら、早めに追納しましょう。追納額など、詳しくは国民年金課までお問い合わせ下さい。

こんな時こんな手続きが必要です

☆会社等に就職したとき

国民年金に加入している方が会社等の年金に加入した時は、国民年金をやめる手続きが必要です。

被扶養配偶者のいる方は、その方の手続きも必要です。

印鑑、年金手帳、健康保険証をお持ち下さい。

☆会社等を退職したとき

退職日の翌日が国民年金の加入日となります。印鑑、年金手帳のほかに離職票等、退職日のわかるものをお持ち下さい（口座振替による納付の申し込み手続きが同時にできますので預貯金通帳と通帳届出印をお持ち下さい）。被扶養配偶者のいる方は、その方の手続きも必要です。

☆厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養に入ったとき、または扶養から抜けたとき

☆配偶者の年金制度が変わったとき

問国民年金課☎724・2127

地域住民福祉活動打ち合せ会

住民相互のたすけあいの輪を広げ、だれもが安全かつ安心して暮らすことのできる福祉社会の構築を地域住民の方々の活動・協力で進めるため、各地域でのミーティング（打ち合わせ会）を行っています。

関心のある方ならどなたでも参加できます。

○期日・会場・定員　3月4日（日）＝堺市民センター…30人▽11日（日）＝木曽山崎センター…100人▽17日（土）＝小山センター…50人▽4月8日（日）＝鶴川市民センター…50人▽22日（日）＝木曽森野センター…100人

○時間　いずれも午後1時30分～午後4時

○申し込み　電話またはFAXで町田市社会福祉協議会（☎722・4898、FAX723・4281）へ。

※車での来場はご遠慮下さい。

町田市実施計画（2001～2003年度）販売しています

この冊子は、町田市の主要な事業の具体的な展開を図ることを目的に策定された、2001年度から2003年度までの3か年における実施計画についてまとめたものです。

価格は1冊500円で、市政情報「やまびこ」（中町分庁舎1階）で販売しています。

また、市政情報「やまびこ」、市立図書館、市民相談室前、企画調整課で閲覧することができます。

問企画調整課☎724・2103

木曽山崎公園スポーツ広場利用団体登録申請受け付け

木曽団地内にある木曽山崎公園スポーツ広場を利用する団体は、必ず登録をして下さい。登録をしないと利用できません。

○対象　市内在住、在勤の方で構成されたスポーツ団体

○受付期間　3月24日（土）、25日（日）

○受付時間　午前10時～正午

○受付会場　木曽団地集会所（ハ－17号棟2階）

○利用スポーツの種目　軟式野球、サッカー、ソフトボール、ゲートボール、陸上競技

※申し込みには、所定の申込用紙と申請者の印鑑及び構成員名簿（氏名・年齢・住所を明記したもの）をお持ち下さい。また、現在登録されている団体で、更新する場合も同様の申し込みが必要です。

問い合わせと申込用紙は、公園緑地課（☎793・7611）、または、町田木曽団地自治会内木曽山崎公園スポーツ広場運営委員会事務局（☎793・2516）へ。

選挙人名簿ご覧下さい

選挙人名簿（定時登録）を縦覧に供します。

今回の定時登録で新たに登録されるのは昭和56年3月2日までに生まれた方で、平成12年12月1日までに転入届けをし、引き続き平成13年3月1日まで町田市の住民基本台帳に記載されている方です。

※定時登録とは、毎年3月・6月・9月・12月（登録月）の1日を基準日として、2日に登録するものです。

○期間　3月3日（土）～7日（水）

○時間　午前8時30分～午後5時

○縦覧場所　選挙管理委員会事務局（森野分庁舎2階）

問選挙管理委員会事務局☎724・2168

国民健康保険のお知らせ

日曜窓口を開設します

国民健康保険税のお支払いやご相談をお受けする日曜支払い相談窓口を開設します。当日は、社会保険と国民健康保険の切り替え等各種届け出もお受けしますので、ぜひ、ご利用下さい。

なお、届け出に必要な書類は、事前にお問い合わせ下さい。

○日時　3月11日（日）午前9時～午後4時

○会場　国民健康保険課（市役所2階）

問国民健康保険課☎724・2125

新しい国民健康保険証は3月下旬に郵送します

現在使用している国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。

4月1日からの新しい保険証は3月下旬に郵送（住所確認のため）する予定です。郵送は、費用の関係から普通郵便で送付しますが、支障がある方については予約をしていただいたうえで、世帯主に直接お渡しします。

○予約期間　3月5日～7日午前9時～午後5時

○引渡日　3月27日（火）午前9時～11時、午後1時30分～4時30分

○引渡場所　市役所本庁舎地下会議室

【受け取りに必要な物】

確認できる物（写真添付の身分証明書または保険税の領収書）、印鑑

☆代理人の場合

世帯主からの委任状・代理人の写真添付の身分証明書・代理人の印鑑

※指定日に受け取りにこられない場合は、郵送させていただきます。

問国民健康保険課☎724・2124

譲渡所得のある方へ 国民健康保険税では特別控除の適用はありません

国民健康保険に加入している方や加入を予定している方で、居住用財産を買い換えたり収用等により資産を譲渡し代替資産の取得をした方は、確定申告をする場合、次の点にご注意下さい。国民健康保険税の額に差が生じる場合があります。

●居住用財産を買い換えた場合

①特定の居住用財産の買い替え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例②居住用財産の譲渡所得の特別控除（3000万円）

●収用等により資産を譲渡し代替資産の取得をした場合

①収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例②収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（5000万円）

居住用財産を買い換えたり、収用等により資産を譲渡し代替資産の取得をした場合は、確定申告の際、それぞれ前記①②のどちらかを選択できることになっています。どちらの場合も②の「特別控除」を選択した場合は、「特別控除前の所得額」を基にして国民健康保険税を計算することになります（地方税法で原則として採用すべきと定められている国民健康保険税の計算方式では「譲渡所得の特別控除」の適用は認められていません）。確定申告をする場合は、所得税、市・都民税だけでなく国民健康保険税も含めてご検討下さい。

問確定申告については町田税務署☎728・7211、国民健康保険税については市役所国民健康保険課☎724・2124

介護保険サービスの利用料

介護保険サービスの利用料や介護保険料として支払った金額は、それぞれ次のように控除の対象となります。

介護保険

介護保険サービスの利用料＝所得税の医療費控除

介護保険料＝社会保険料控除

の対象となります

○介護保険サービスの利用料

下表のサービスについては所得税の医療費控除が受けられます。所得税の申告の際には、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書が必要です。明記された領収書がない場合は、サービスを提供した事業者にご相談下さい。お問い合わせは高齢者介護課（☎721・0912）へ。

○介護保険料　社会保険料控除の対象になります。納付した額等が不明の場合は、高齢者介護課（☎721・3110）までお問い合わせ下さい。

控除対象となる介護保険サービス

	対象となるサービス	控除対象となる費用
在宅（医療系）	訪問看護、訪問リハビリテーション居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護	自己負担額（1割負担分）
在宅（福祉系）	訪問介護（家事援助を除く） 訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護	自己負担額（1割負担分） 上記の医療居宅サービス計画にもとづいて上記の医療系サービスと併せて利用した場合に限ります
施設入所	介護老人福祉施設	自己負担額（1割負担分）の半分 食事負担額（標準負担額）の半分
	介護老人保健施設	自己負担額（1割負担分） 食事負担額（標準負担額）
	介護療養型医療施設	